

(総括表)

地方整備局

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	1-1 内部管理事務	C-c 地方整備局が担う事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は国において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	1-2 内部管理事務(地方移譲に係るもの)	A-a 地方に移管される事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	2-1 地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務	C-c 地方整備局が担う事務に対応する入札及び契約等に関する事務は国において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	2-2 地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務(地方移譲に係るもの)	A-a 地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	3 公共事業間の調整(直轄事業に係るもの)	C-c 公共事業を効果的・効率的に実施するため、国及び地方自治体を実施する公共事業間の調整・連携が不可欠であり、直轄事業の事業主体である地方整備局において公共事業間の調整事務は必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	4 公共事業間の調整(直轄事業と関係する地方自治体事業に係るもの)	C-c 公共事業を効果的・効率的に実施するため、直轄事業に関係する地方自治体事業に関する調整は、当然、直轄事業の事業主体である地方整備局と地方自治体事業の事業主体である地方自治体の両者の間において調整をする事務であるため。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	5-1 国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの)	C-c 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとされており、同計画には国土の形成に関する目標やその目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項を定めるものであることから、国土計画等に関する調査及び地方公共団体との連絡調整に関することについては国の事務とされている。国が、国土計画等の策定や効率的、効果的な推進等のためには、地域の実情を踏まえることが不可欠であり、地方整備局による調査・調整が必要である。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①(複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの)に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	5-2 国土計画等に係る調査・調整（広域地方計画に係るもの）	C-c 国土形成計画は、国土の形成を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、中でも、広域地方計画は、全国的視点から広域ブロック全体の自立成長に向けた長期的な展望を示し、縦割り、横割りの部局、分野を超えた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であることから、国が責任を持って策定・推進していく必要があり、これに伴う調査、連絡調整も国が実施する必要がある。 この調査、連絡調整については、それぞれの広域ブロックに対応した地方整備局が実施していくことが適当。地方整備局は、計画の中で基幹的な役割を占める広域ブロック内の直轄事業を始めとした国の施策を実施しており、こうした事務を所管し、広域ブロックの実情を把握している地方整備局が、広域地方計画に関して必要な調査を行い、国の機関、都府県、民間事業者等との広域的・総合的な調整を図りながら計画の策定・推進を実施していくことが適切。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①～③に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	各ブロックの経済連合会会長等による計画策定時のコメントにおいて、国土交通省のさらなる支援を強く依頼されている。（東北、北陸、近畿、九州等）	
整	6 事業評価及び費用の縮減に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 行政評価法に基づいて実施している事業評価は、直轄事業の事業主体である地方整備局が学識経験者等の意見聴取なども行いながら実施してきたところであり、今後も事業主体である地方整備局が実施することが適当。 費用の縮減については、安全及び品質を確保しながらの実施となるため、事業主体である地方整備局による実施が適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	7 事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体が実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	8-1 技術的審査、検査及び調査（直轄事業に係るもの）	C-c 技術的審査、検査及び調査は、直轄事業の品質の確保や建設業者との適正な契約のため、事業主体である地方整備局が実施することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	8-2 技術的審査、検査及び調査（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体が実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	9-1 入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 良質の工事目的物等を効率的に調達するためには、事業主体である地方整備局において事業執行と入札契約制度を一体的に運用することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	9-2 入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	10-1 積算基準に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 地方整備局が発注する工事に係る積算基準等については、発注者が予定価格の算定を適正に行い、受注者の適正な競争を確保するため、施工に必要な期間、人員、機械器具等について事業主体である地方整備局を通して全国的に調査した結果に基づき、統一的に定めている。この調査は、各地域の状況に精通した各地方整備局で分担して実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	10-2 積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	11-1 建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 直轄の河川・道路の適切な管理や災害発生時の迅速な対応に必要な、建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等については、事業主体である地方整備局において引き続き実施することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	11-2 建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	12 地方自治体による建設機械類の整備に係る助成	C-c 地方自治体による建設機械類の整備に対する助成については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」こととされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	13-1 防災業務計画等の策定	C-o 災害対策基本法に基づき「防災基本計画」を中央防災会議が策定し、その下に防災関係各機関がそれぞれの所掌事務に関する防災計画を作成。 地方整備局は、指定地方行政機関に位置づけられており、防災業務計画の策定、見直しを行うこととされている。 地方整備局防災業務計画は、地方整備局の所掌事務について、防災に関し執るべき措置を定めたもの。これは、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするもので、地方整備局の事務として必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	13-2 防災業務計画等の策定（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	14 「土地収用法に基づく事業認定（対地方自治体）」 15 「同上（対民間）」	C-o 土地収用法の事業認定は、事業が土地を収用するに値する公益性を有するかどうかを公正・中立の立場で審査する手続きである。 事業認定の公正・中立性を確保するためには、起業者と事業認定庁とを可能な限り峻別することが望ましい。 このため、国や都道府県の事業は国土交通大臣が、市町村の事業は都道府県知事が、それぞれ事業認定庁とされている。 民間事業であっても、発電所等は、大都市の需要に応ずるために建設され、地元には利益が少ないので、地元の都道府県では公正な判断が期待し難い。 このため、事業の利害が一の都道府県の区域を超えるものについては、国土交通大臣が事業認定庁とされている。 広域連合制度を活用する等、都道府県間で連携をとる形で対応した場合は、事業の利害が及ぶ範囲を管轄区域とする広域的な実施体制及び利害が異なる場合の公正中立な意思決定の仕組みの確保が必要となる。 しかし、申請事業の利害が及ぶ範囲をその申請前に明確にしておくことは困難であり、また、事業の利害が及ぶ範囲は申請事業ごとに異なるため、このような対応は行政効率上極めて非効率であることから、広域連合制度の活用は現実には困難である。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8②及び④に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	16 建設業の許可	<p>C-○ 建設業は受注産業のため、施工現場が常に移動するという特性がある。このため、それを前提とした指導監督体制を整える必要があり、複数の都道府県に営業所を設け、全国的に事業を展開する建設業者については、国土交通大臣が統一的に許可・監督等を行うことにより、事業活動の公平性と都道府県の区域を越えた円滑な事業活動を保障する必要がある。</p> <p>仮に、全国的に事業を展開する建設業者の許可・監督等を都道府県が行うこととした場合、域外権限の付与など広域的实施体制を整えるとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分や立入検査の実施主体が競合する、国民から分かりにくくなる（複数の都道府県の現場で不正が行われた場合、複数の事業者が同一の不正に関係する場合等） ・建設業者にとっては複数の都道府県に指導監督を行われることとなり都道府県からの問合せや報告の徴取等の負担が増加する可能性 ・47都道府県全てが参画する実施体制を整備する必要があり、指導監督権限の行使の度に、情報共有や処分内容の調整を要す ・立入検査等が迅速に行えない場合がある（不正現場となった北海道知事が東京の本店まで職員の派遣を行う場合など） <p>など、①国民から見た責任行政主体の明確さ、②事業者の負担、③行政庁間での情報共有の円滑性、④指導監督の迅速性・効率性の点において現行制度に劣り、ひいては、適切な指導監督が行えず、消費者である住民・国民や立場の弱い下請事業者等の保護に欠ける恐れがある。</p> <p>以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的生成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	17 宅地建物取引業の免許	<p>C-o</p> <p>複数の都道府県に事務所を設け、全国的に事業を展開する宅地建物取引業者については、国土交通大臣が統一的に免許・監督等を行うことができる指導監督体制を整え、事業活動の公平性と都道府県の区域を越えた円滑な事業活動を保障する必要がある。</p> <p>仮に、全国的に事業を展開する宅地建物取引業者の免許・監督等を都道府県が行うこととした場合、域外権限の付与など広域の実施体制を整えるとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分や立入検査の実施主体が競合する、国民から分かりにくくなる（複数の都道府県の現場で不正が行われた場合、複数の業者が同一の不正に関係する場合等） ・宅地建物取引業者にとっては複数の都道府県に指導監督を行われることとなり都道府県からの問合せや報告の徴取等の負担が増加する可能性 ・47都道府県全てが参画する実施体制を整備する必要があり、指導監督権限の行使の度に、情報共有や処分内容の調整を要す ・立入検査等が迅速に行えない場合がある（不正現場となった北海道知事が東京の本店まで職員の派遣を行う場合など） <p>など、①国民から見た責任行政主体の明確さ、②事業者の負担、③行政庁間での情報共有の円滑性、④指導監督の迅速性・効率性の点において現行制度に劣り、ひいては、適切な指導監督が行えず、消費者である住民・国民等の保護に欠ける恐れがある。</p> <p>以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域の実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	18 建築基準法の施行に関する事務（確認検査機関の指定等）	<p>C-o</p> <p>全国的に建築確認等を行う指定確認検査機関が不適正な業務を行った場合、広域に多数の違反建築物が建築されるなど社会的影響が非常に大きいことから、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、国により、迅速、公平、一体的かつ効果的に処分等を行い、被害者の救済及び被害の拡大防止を図る必要がある。こうした場合、広域で事業活動を行う機関に対して個々の地方公共団体が処分等を行うとすれば、地方公共団体間の情報共有・意見調整等に困難が予想され、現実的ではない。</p> <p>実際、姉齒元一級建築士による耐震偽装事件の際には、偽装物件が18の都道府県にわたるなど広域的な対応が必要な中、財政的手当を含めた被害者支援に加えて、機関の処分等を国が行った。</p> <p>また、国が統一的に指定・監督を行うことにより、事業活動の公平性と広域にわたる円滑な事業活動が保障され、また、効率的な行政運営が行われる。（大綱のp8、（注）の①～③に該当）</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	19 建築士法の施行に関する事務（一級建築士の登録等）	C-○ 従来、一級建築士の登録等の事務は国土交通大臣が実施することとされていたが、平成20年11月28日に施行された改正建築士法により、行政事務の効率化等を図るため、国土交通大臣は、その指定する者（中央指定登録機関）に、登録等の事務を代行させることが可能となり、既に、指定された民間機関が当該事務を行っている。従って、そもそも現在では地方整備局は登録の事務を行っていない。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	20 都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画事業に対する助成等）	C-○ 地方自治体の都市計画事業に対する助成等については、平成22年度から社会資本整備総合交付金に原則一括化されたところであるが、助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」こととされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。また、当該事務は、事業主体である地方公共団体等と地理的に近接しており、かつ、地域の実情に精通した地方整備局において処理することが効率的かつ必要である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）：「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。」
整	21-1 21-2 都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画の同意等）（知事会報告では、「都市計画事業及び都市計画事業等（地方自治体の都市計画の同意）」「同上（地方移譲に係るもの）」とされている。）	C-○ 都道府県等が決定する都市計画への国土交通大臣の同意は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画以外については廃止する。（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」として国会に提出済み。） なお、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画については、例えば、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分については、都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みを確保する必要性があること等から、地方分権改革推進計画により、存置することとされたところ。 また、当該事務については、計画策定主体である地方自治体等と地理的に接近し、かつ、地域の実情に精通した地方整備局が行うことで、適正かつ効率的な事務の執行を実現している。	・地域における主体的なまちづくりを行うため、協議、同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議、同意を必要としない範囲を拡大すべき。（全国知事会） ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		・地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定） 「都道府県の大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画の決定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（18条3項）は、廃止する。」 ・上記についての法制上の措置を講ずる「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を既に国会に提出。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	22-1 国営公園の整備及び管理に関する事務（直轄公共事業）	C-○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、 ・イ号公園については、利用圏域が一の都府県を超える広域的な見地から、良好な自然的条件、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるよう設置され、また、大規模な災害において広域的な災害救援活動の拠点となるために設置される大規模な公園であり、その計画、整備及び概成までの管理については、相互に密接に関連していることから、着実かつ効率的・効果的な事業の推進を図るためには、国において一体的に行うことが必要不可欠であり、緊急時の対応等、国民の生命・財産を守る観点からも地方委譲にはなじまない。①及び③に該当。 ・ロ号公園については、閣議決定に基づき、昭和天皇御在位五十年記念事業など国家的な記念事業の一環として、又は特別史跡である高松塚古墳、平城宮跡、吉野ヶ里遺跡など、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置されるものであるため、国家的事業として国自らが整備・管理を実施すべきであり、複数の地方公共団体による広域の実施体制であっても地方委譲にはなじまない。①に該当。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見がある。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」 「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。
整	22-2 国営公園の整備及び管理に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-b① 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見がある。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」 「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	23-1 国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）	C-○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、 ・イ号公園については、利用圏域が一の都道府県を超える広域的な見地から、良好な自然的条件、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるよう設置され、また、大規模な災害において広域的な災害救援活動の拠点となるために設置される大規模な公園であり、その計画、整備及び概成までの管理については、相互に密接に関連していることから、着実かつ効率的・効果的な事業の推進を図るためには、国において一体的に行うことが必要不可欠であり、緊急時の対応等、国民の生命・財産を守る観点からも地方委譲にはなじまない。①及び③に該当。 ・ロ号公園については、閣議決定に基づき、昭和天皇御在位五十年記念事業など国家的な記念事業の一環として、又は特別史跡である高松塚古墳、平城宮跡、吉野ヶ里遺跡など、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置されるものであるため、国家的事業として国自らが整備・管理を実施すべきであり、複数の地方公共団体による広域の実施体制であっても地方委譲にはなじまない。①に該当。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。
整	23-2 国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）：地方移譲に係るもの	A-b① 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。

機関名	事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号) (説明)			
整	24 25	住宅整備事業（地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等） 同上（地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等）	C-○ 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		
整	26-1	国土計画等に係る調査・調整（全国計画に係るもの）	C-○ 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとされており、同計画には国土の形成に関する目標やその目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項を定めるものであることから、国土計画等に関する調査及び地方公共団体との連絡調整に関することについては国の事務とされている。国が、国土計画等の策定や効率的、効果的な推進等のためには、地域の実情を踏まえることが不可欠であり、地方整備局による調査・調整が必要である。以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に係る事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	26-2	国土計画等に係る調査・調整（広域地方計画に係るもの）	C-○ 国土形成計画は、国土の形成を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、その中でも、広域地方計画は、全国的視点から広域ブロック全体の自立成長に向けた長期的な展望を示し、縦割り、横割りの部局、分野を超えた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であることから、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。これに伴う調査、連絡調整も国が実施する必要がある。 この調査、連絡調整については、それぞれの広域ブロックに対応した地方整備局が実施していくことが適当。地方整備局は、計画の中で基幹的な役割を占める広域ブロック内の直轄事業を始めとした国の施策を実施しており、こうした事務を所管し、広域ブロックの実情を把握している地方整備局が、広域地方計画に関して必要な調査を行い、国の機関、都府県、民間事業者等との広域的・総合的な調整を図りながら計画の策定・推進を実施していくことが適切。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①～③に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	各ブロックの経済連合会会長等による計画策定時のコメントにおいて、国土交通省のさらなる支援を強く依頼されている。（東北、北陸、近畿、九州等）	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	27 河川等に係る整備 28 等に関する計画、 工事及び管理の実 施 河川等の利用、保 全に関する許認可 等	A-b-① 「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する C-c 取りまとめについて」(H20.12.2 国土交通省公表)に 基づき、 ① 「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」 について、各県と個別協議を進めつつ、関係市町村のご 意見も伺いながら、移管をできる限り早期に実現。A- b-① ② 「移管の可能性について引き続き協議するもの」に ついて、個別協議により水系毎の課題を整理し、その解 決が図られたものについて、関係市町村のご意見も伺い ながら、移管する方向で更に調整。 (事務・権限の取扱は、今後の調整により決定) ③ ①及び②以外の河川についても、都道府県等が移管 を望むものがあれば個別協議の対象とし、対応を検討。 上記により課題が解決し関係地方公共団体等と調整が 整った河川以外の一級河川については、以下の理由から、 引き続き国が管理を行う必要があると考えている。 C-c なお、道州制や基礎自治体との関係、職員の処遇のあり 方、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全 体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広 域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定 の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確 化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要であると 考えている。 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係 る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下 流、左右岸のバランスを図りつつ、整備・管理を行って いる。特にこのような重要な河川については、その整備 ・管理に万全を期す必要があることから、全国レベル で集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する 現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応を とっていくことが不可欠である。	・ 国の出先機関の原則廃止に向けて (平成22年7月15日 全国知事会)より 抜粋 (2) 最重点分野 ③直轄河川(一の都道府県で完結す るもの等) 一の都道府県内で完結する一級河 川の直轄区間については、重点的に 地方移管を進める。また、河川流路 が複数都道府県にまたがる一級河川に ついては、関係都道府県の調整が整え ば地方移管を進める。 ・ 地方分権改革推進委員会の勧告で は「一の都道府県内で完結する一級 水系内の一級河川の直轄区間につい ては、従前と同様の管理水準を維持 するため財源等に関して必要な措置 を講じたうえで、一級河川の位置付 けを変えずに、原則として都道府県 に移管する」としている。 この勧告を実現するとともに、環 境、防災、まちづくりなど河川空間 を多面的に捉え、総合的な流域治水 を確立する観点からも、一の都道府 県で完結する一級河川は重点的に地 方への移管を進めるべきである。 (付記) 各都道府県からの主な意見 等 ・ 地方移管と仕分けられている事務 のうち一部のものについては、国が 真に担う役割とは何かとの観点か ら、地方移管の可能性について慎重 に検討すべき。	「今後とも国直轄による河 川管理の継続を図ること」 (吉野川上流改修促進期成 同盟会、吉野川改修促進協 力会 H22.8.2) など平成21年10月以降に58 団体から同様の趣旨の要望	第1次勧告 (平成20年5月28日 地方分権改 革推進委員会)より抜粋 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級 河川の直轄区間については、従前と同様の管理 水準を維持するため財源等に関して必要な 措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを 変えずに、原則として都道府県に移管する。 その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害 が想定される水系、②広域的な水利用や電力 供給のある、または全国的に価値の高い環境 を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理 に高度な技術力が必要となる水系であって も、国が管理する場合は極力限定する。個別 の対象河川については地方自治体と調整を 行った上で、第2次勧告までに具体案を得 る。 なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内 で完結するものとして移管を要望する一級水 系についても、同様の見直しを行うこととす る。 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月 20日地方分権改革推進本部決定) 第2 地方分権のための制度・運営の改革の 推進 1 重点行政分野の抜本的見直し (2) 地域づくり分野関係 【河川】 一級河川の直轄区間については、第1次勧 告の方向に沿って、引き続き国が管理する必 要がある場合を除き、原則として一の都道府 県内で完結する水系内の河川を都道府県に移 管する。個別の対象の河川については、関係 地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧 告までに具体案を得る。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術、経験を集積し、整備・管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。</p> <p>大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要があり、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備によって対応することは困難であると認識している。</p> <p>(大綱P8①、②、③、④関連)</p>	<p>《意見のあった主な事務》 直轄河川の整備・管理直轄砂防事業(特に国家的規模の治水対策等) ・複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組みづくりなどの検討が必要。 ・大規模災害が発生した場合の国の役割を明確化すべき。複数県にまたがる河川の受け皿については知事会で十分議論し、国に提案していくことが必要。</p> <p>出先機関改革に係る全国市長会の意見 直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。また、権限移譲する個々の直轄河川、直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分に協議を行うこと。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	29 都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成) 30 都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(指導・監督等)	C-○ 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論も踏まえることが必要であるが、時・場所を選ばず各地で発生する大規模災害等に対して、機動的・集中的に河川事業等を実施することが不可欠であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える仕組みが必要である。 例えば、平成16年の福井豪雨災害により、福井県の平成17年度の補助河川事業費は対前年比で約1.8倍となっているが、このような機動的・集中的な対応が必要である。 また、災害復旧などの災害発生後の後追いだけでなく、近年の全国の災害発生状況や整備水準等を踏まえた災害予防も不可欠であり、改修未着手あるいは改修の遅滞による河川管理の瑕疵が生じないよう全国的な視野での対応が必要である。 指導・監督等については、これを廃止した場合、直轄管理区間と都道府県管理区間等との間で河川の整備・管理に対応の相違が生じ上下流、左右岸の治水安全度の整合性を損なう場合や、水利使用について地域や各利水者間で利害が対立する場合等において、当事者間の協議、調整に委ねることとなり、その解消を図る法的手段がなくなるほか、都道府県等の建設するダム等の治水上影響の大きい構造物の安全性等を確認する法的手段もなくなることから、水系一貫した河川の整備・管理等に大きな支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるおそれがある。 本事務は、平成13年に行われた中央省庁等改革の一環として、地方のニーズをより一層的確に反映した社会資本整備を促進するため、「地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結する」(中央省庁等改革基本法第45条第6号)ことを目的として、本省から地方整備局等に委任したものであり、引き続き、現場の状況を熟知している地方整備局等において実施することが適当である。(大綱P8②・③関連)	国の出先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日 全国知事会)より抜粋 【事務・権限の仕分け結果(66事務)】 B 廃止・民営化等する事務(15事務) ・国庫補助金支給事務(国道、河川、公営住宅等) ・地方に対する指導・助言、調整(国道、河川、公営住宅等)など		地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	31 砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	<p>C-○ 土砂災害が発生した場合、生命・財産等の被害が広範囲又は多数・多額に及び、災害時に県域等を越えた迅速かつ一体的な防災・危機管理体制を確保する必要がある大規模荒廃地や火山地域などにおける砂防事業、一の都道府県では対応できない大規模な砂防事業や特に高度な技術を要する砂防事業等については、国が実施する必要がある。</p> <p>地方移譲した場合は、上流県が責任を持って下流県のための対策を講じる等県域等を越えた広域的な対策を講じることや、一の都道府県では対応できない大規模な対策を講じることが困難となり、また、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、迅速かつ的確な対応をとることが困難となる場合がある。</p> <p>また、緊急時を想定し、事前に応急対応や整備等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が整備等を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>さらに、日々の整備等や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、整備等を行っていく仕組みを保持することが必要であるが、国が唯一その役割を担っており、都道府県に対しても技術的支援を行っている。</p> <p>大規模な土砂災害に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な土砂災害は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>なお、道州制や基礎自治体との関係、職員の処遇のあり方、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、整備瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要であると考えている。(大綱P8②、③、④関連)</p>	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日 全国知事会)より抜粋</p> <p>【事務・権限の仕分け結果(66事務)】</p> <p>B 廃止・民営化等する事務(15事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金支給事務(国道、河川、公営住宅等) ・地方に対する指導・助言、調整(国道、河川、公営住宅等)など <p>なお、仕分けに当たっての留意事項として、火山砂防など特殊な対応を要する事業については一定の考慮が必要である旨明記されている。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	32 都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務（補助事業による助成） 33 都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務（指導、監督）	C-o 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論を踏まえることが必要であるが、時・場所を選ばず各地で発生する大規模な土砂災害に対して、機動的・集中的に砂防事業等を実施することが不可欠であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える仕組みが必要である。 例えば、平成21年に山口県防府市で発生した土石流災害により山口県の平成22年の補助砂防事業費は、対前年度比で2.1倍の事業となっているが、このような対応が迅速に実施できない恐れがある。 また、災害復旧などの災害発生後の後追いだけでなく、近年の全国の災害発生状況や整備水準等を踏まえた災害予防も不可欠であり、整備未着手あるいは整備の遅滞による土砂災害の発生が生じないよう全国的な視野での対応が必要である。 指導、監督については、これを廃止した場合、2次災害のおそれがある場合など緊急時の指示を行うために必要な情報を得ることができず、的確な指示を行うことが困難になるといった支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害が生じることになる。 本事務は、平成13年に行われた中央省庁等改革の一環として、地方のニーズをより一層的に反映した社会資本整備を促進するため、「地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結する」（中央省庁等改革基本法第45条第6号）ことを目的として、本省から地方整備局に委任したものであり、引き続き、現場の状況を熟知している地方整備局において実施することが適当である。（大綱P8②・③関連）	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 【事務・権限の仕分け結果（66事務）】 B 廃止・民営化等する事務（15事務） ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定） 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	34 35 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	A-b① C-c 直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。 こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。 このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。 このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係を含め、地方公共団体の受け皿のあり方そのものを見直していく必要がある。 あわせて、職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要である。 こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施しているところである。 個別協議における ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」については、現行の行政区画を前提としつつ、個別協議により路線毎に移管時期を確定し、移管を早期に実現していく（A-b①に該当）。 ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」については、個別協議により路線毎の課題を整理し、その解決が図られたものについては、移管する方向で更に調整する（事務・権限の取扱いは、今後の調整により決定）。 ③①②以外の道路についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、上記に準じて対応する。 上記により、個別協議において都道府県に移管することとされた道路以外のものについては、引き続き、国（地方整備局、北海道開発局）が管理を行う（C-cに該当）（大綱P8①、②、③、④関連）	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 (2) 最重要分野 ②直轄国道（高規格幹線道路を除く） 直轄国道については、全国的な道路ネットワークを形成する高規格幹線道路を除き、重点的に地方移管を進める。 特に、同一都府県内に起終点がある国道等、地方分権改革推進委員会が勧告で示した4要件に該当する直轄国道は速やかに地方移管を進める。 (付記) 各都道府県からの主な意見等 ・直轄国道はまずは移管協議中の路線を対象に財源確保や整備完了のほか権利関係の整理などを前提条件として移管を進めるべき。第2次勧告を踏まえ、全国的な交通ネットワークを形成する幹線道路は国が責任を持って整備・管理を行うべき。 ・道路の事業計画はないものの、整備が必要な箇所（連続立体交差等）が残っている場合の取扱いを含めた議論が必要。 ・複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組み作りなどの検討が必要。 出先機関改革に係る全国市長会の意見 ・直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。また、権限移譲する個々の直轄河川、直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分に協議を行うこと。	<行政刷新会議の事業仕分け評価結果（平成21年11月）> ・道路整備事業（直轄、補助） 事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化等により予算の見直しを行う。 「継続事業の再評価を行うとともに、費用対効果（B/C）の「効果」（B部分）について、多角的な観点から検証し直すべき。また、スペックだけでなく建設コストについても見直し、更なる縮減に努めるべき。このようなことにより、対前年比2割削減の予算要求について、より一層の削減を図るべき。」 ・直轄国道の維持管理 予算要求の縮減（10～20%） 「本事業については、発注・入札方法の見直し、公益法人の問題、管理水準・基準の見直しをしっかりと行うべき。これにより、少なくとも10～20%程度の予算要求の縮減を行うことを結論とする。」	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	36 37 地方自治体が実施する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保安に関する事務（補助事業による助成） 地方自治体が実施する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保安に関する事務（指導・監督等）	C-c 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化等する事務とされている。		<行政刷新会議の事業仕分け評価結果（平成21年11月）> ・道路整備事業（直轄、補助） 事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化等により、予算の見直しを行う。 「継続事業の再評価を行うとともに、費用対効果（B/C）の「効果」（B部分）について多角的な観点から検証し直すべき。また、スペックだけでなく建設コストについても見直し、さらなる縮減に努めるべき。このようなことにより、対前年比2割削減の予算要求について、より一層の削減を図るべき。」 <地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）> 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
整	38 港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	C-c ・改正SOLAS条約において、締約政府及び港湾施設の管理者が履行すべき事務がそれぞれ明確に規定されていることから、現行の国の事務を地方に移管した場合、我が国は当該条約に違反することとなる。 また、本事務の対象となる国際埠頭施設は、全国130港2,080施設（平成22年7月1日現在）あり、本事務は現地における各国際埠頭施設の利用状況等を詳細に確認し、当該施設の管理者と密接な連携を図りつつ適確に実施する必要があるため、事務の効率性の観点から地方整備局がこれを担務する必要がある。 ・以上のことから、本事務は引き続き出先機関の事務、権限とする必要があるため、地域主権戦略大綱の第4-2-(6)-③のC-cに該当する。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	① 交通政策審議会：「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方（答申）」（平成20年4月11日） Ⅲ. 今後推進すべき産業の国際競争力強化等のための政策の基本的方向 5. 港湾における保安対策の向上 平成13年9月に発生した米国同時多発テロを契機とした保安対策の強化に対応しつつ、より効率的な物流体系の構築が重要である。 このため、国際的な貨物セキュリティ強化の動きに対応した取り組みや、海上人命安全条約（SOLAS条約）等で義務づけられた保安対策の確実な実施を推進するとともに、ICTの活用等により保安のレベルを下げることなく物流の迅速性・効率性を向上させる取り組みを進める。また、港湾保安対策の先進国として、国際機関等を通じ、諸外国に対し、積極的な貢献を行う。	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	39 港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務 * 知事会の報告では、39-1港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務(港湾計画の審査)、39-2同上(地方委譲に係るもの)、39-3同上(広域的な災害応急対策に係る施設に関する事務等)、39-4同上(安定的な国際海上輸送の確保等、国際的・全国的見地から必要とされる計画の審査等)とされている。	C-c ・エネルギーの9割以上、食料の約6割を輸入に頼り、重量ベースで輸出入物資の99.7%が港湾を経由せざるを得ない資源小国・貿易立国たる我が国においては、諸外国とのゲートウェイとなる港湾は、将来の我が国のありようを左右する「国際インフラ」であり、同時に全国的な国内輸送ネットワークを形成するインフラであることから、その整備をどのように進めるかは、我が国産業の国際競争力の確保や国民生活の維持・向上の観点から重要な国家的課題である。また、港湾が取り扱う貨物の背後圏は、港湾所在の都府県の範囲を超え広域に及び、海上貨物は、他地域の港湾を利用した全国的な国内輸送ネットワークを通じ輸送されている実態がある。こうしたことから、我が国産業の国際競争力の確保のために必要な基幹航路(欧米等と結ばれるダイレクト便)の確保や基幹的な国内輸送ネットワークの形成のため、国際的・全国的な見地から、国が自らその拠点となる港湾の整備を行っていく責務がある。 国による港湾行政は、国際的・全国的な見地からこれを進める必要があり、その「広域性」とは、単に複数の都道府県、市町村を管轄区域とすることに留まらず、「国際的・全国的な見地」がその要諦であり、国の立場からでしかその業務は担務し得ないという特徴を持っている。例えば、ある港湾の将来像や施設整備を検討する際には、当該港湾が所在する市町村や都道府県に留まらず、海外・国内の港湾との航路就航の可能性を念頭に置く必要があり、さらに各港での検討内容の整合性を、国際的・全国的な見地から精査する必要がある。仮に、地方公共団体が広域連合や一部事務組合を組織するなどの対応をとった場合でも、	① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)においては、地方移管する事務又は廃止・民営化等する事務とされている。ただし、以下の備考も付されている。 ・全国的な方針は国が策定 ・国際的、全国的な見地が必要とされる港湾の整備のあり方については今後検討が必要 ② 全国市長会・決議提言事項(平成22年6月9日、第80回全国市長会議決定)P101 8. 新規の直轄港湾整備事業の着手対象となる重要港湾の選定に当たっては、社会情勢の変化等に対し柔軟かつ迅速に対応できる仕組みにすること。 ③ 全国市長会港湾都市協議会「港湾関係事業の促進に関する提言・要望」(平成22年7月12日) 2. 重要港湾整備については、重点港湾(仮称)約40港を選定し、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則これに限るとの方針が示されたが、地域経済に与える影響が甚大であることが予想されることから、選	① 日本経済団体連合会：「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 P55 L16～ 港湾については、現在、地方自治体ごとに港湾行政が行われているが、港湾間の広域連携を強化し、一体的な運営を図っていく体制を構築する必要がある。 (中略)また、主要港湾ごとの個別の事情にも配慮しつつ、必要に応じて国による一体的な管理が行えるようなスキームを検討していくことが求められる。 ② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の	① 地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月19日) 第1章 公共事業のあり方の見直し II 直轄事業等の見直し 2. 個別の直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等 (5) 港湾 1) 直轄事業の実施基準 港湾法52条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記a又はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。 a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設(港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貿ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル、幹線臨港道路等)の整備 b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及び港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業 *なお、本勧告に対しては、平成11年及び平成12年に、港湾法を一部改正し、以下の措置を講じ済み。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>① 大規模な国際海上コンテナ施設のような、国際的見地から国家の戦略として進めるべき施設の整備への対応は困難</p> <p>② 広域連合や一部事務組合、既存の港湾管理者の間の利害相反や、複数の都道府県から構成される広域ブロックをも越えて国全体として効果を発現するような施設整備に全国的な見地から対応することは困難であり、国益が担保されないと懸念される。このため、港湾に係る施策の推進、施設の整備においては、国際的・全国的な見地から国が関与することが不可欠である。</p> <p>・具体的には、我が国の国際競争力強化のため、国際的・全国的観点から必要な国際・国内の海上輸送網の拠点整備は、以下のように選択と集中を図りつつ、国で行っている。</p> <p>① 釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、コンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化していくため、国際コンテナ戦略港湾を選定。</p> <p>② 我が国の産業及び国民生活に欠かせない物質である資源、エネルギー、食糧等の国際バルク貨物の世界的な獲得競争が進展している中、大型船舶による一括大量輸送を可能とする港湾の「選択」と「集中」により、これら物資の安定的かつ安価な輸送を実現するため、国際バルク戦略港湾を選定中。</p> <p>③ 直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾（103港）のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾（原則43港）を選定。</p> <p>・以上のことから本事務は、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。また、当事務の実施に当たっては、国際動向や港湾利用者・事業者等の要請を踏まえるとともに、地方公共団体等との多くの調整が不可欠であり、事務の効率化の観点から地方整備局で担務することが必要である。</p>	<p>定に当たっては、地域の実情を勘案し、港湾管理者と十分意見交換を行うとともに、慎重を期すこと。</p> <p>4. 老朽施設の維持管理の推進について</p> <p>(2) 他分野では維持管理に係る負担金制度が廃止されたことを踏まえ、広域的な社会インフラとなる大規模国有港湾施設の維持管理については、国の責任と負担で行う制度を創設すること。</p>	<p>成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備)グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅れが目立っている。新成長戦略（基本方針）に盛り込まれた「羽田の24時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の真の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。 (以下略)</p>	<p>・直轄工事の対象範囲の限定化：国が行う直轄事業の範囲を限定化するとともに、直轄事業の実施基準を明確にし、直轄事業の実施箇所数を削減。</p> <p>・港湾の分類の定義の明確化：重要港湾の定義を「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」と明確化し、これに伴い港格の見直しを全ての重要港湾について実施。</p> <p>② 地方分権改革推進委員会「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日） 別紙 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 事務・権限：港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務 見直しの内容：直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成22年度中に結論を得る。 *なお、本勧告に対しては、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾103港のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾は、原則43港とすることを平成22年8月3日に公表したところ。</p> <p>③ 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果（平成21年11月16日） 番号：1-29 項目名：港湾整備事業（直轄事業） WG結論：予算要求の縮減（10%程度） *本評価結果については、平成22年度予算において反映済み。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>なお、基幹的広域防災拠点は、被害が複数の地方公共団体に及ぶ大規模災害発生時には非常災害現地対策本部の指示を受け、緊急物資の中継拠点及び自衛隊等広域支援部隊のベースキャンプとしての機能を果たすこととなる。このため、その整備及び運用には、平時から職員が常駐し、全国各地の民間事業者・団体や地方公共団体、さらに内閣府、消防庁、自衛隊等の国の行政機関との密接な連絡調整や所要の訓練を行うことが不可欠である。このため、国が自ら当該業務を推進する必要がある。地域主権大綱 p 8、③（地方委譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの）に該当するものであり、事務の効率化の観点から地方整備局がこれを担務する必要がある。また、地方整備局においては港湾計画の審査は行っていない。</p>			<p>④ 新成長戦略（平成22年6月18日、閣議決定） 第2章 新たな成長戦略の基本方針－経済・財政・社会保障の一体的建て直し－ 政策の優先順位の判断基準 (i) 需要・雇用創出基準 P13 L24…グローバル化に対応し得る規制・制度の改革やハブ空港、ハブ港湾等への重点化した投資を進める。 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (3) アジア経済戦略 P22 L15…羽田の24 時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。 (4) 観光立国・地域活性化戦略 P25 L23…投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。 《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 フロンティアの開拓による成長 IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト P45 L15…アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24 時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	40 港湾等の整備及び保安に関する助成に関する事務	<p>C-c</p> <p>・助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論を踏まえることが必要である。</p> <p>・重要港湾103港のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則43港に限ることとするなど、更なる投資の重点化を図っているなかで、直轄施設と一体となり海上輸送ネットワークを形成する補助事業対象施設の整備などについても国による一定の関与は引き続き必要である。</p> <p>例えば、直轄が整備する大規模コンテナターミナルと港湾管理者が整備する施設とが一体となって、国際的・全国的観点から効率的・効果的な海上輸送ネットワークが形成されることがある。このような施設については直轄事業と港湾管理者の事業とで進捗に整合をとっていく必要がある。</p> <p>一方、港湾改修は、短期間に集中的な投資が必要であり、事業進捗状況等に応じて所要額が大きく変動するため、港湾管理者（地方公共団体等）の自主財源及び外形基準による機械的な財源配分だけに委ねた場合、機動的・重点的な施設整備が担保されないおそれがある。このため、国際的・全国的観点からの適切な事業進捗の確保及び事業効果の発現を図るため、補助事業による実施が必要である。</p> <p>・以上のことから本事務は、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形或や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。また、本事務の実施に当たって、中央省庁等改革基本法第45条第6号に基づき、各種事務手続きを、事業主体である地域のより近くで処理することが可能となるよう、地方整備局がこれを担務する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、本事務・権限について、廃止・民営化等する事務とされている。</p>	<p>① 日本経済団体連合会： 「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連 成長戦略 2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 (基本的な考え方) 国際物流の基幹ネットワークの中で、貿易制度や空港・港湾・道路等のインフラが、将来にわたって、競争力を維持していくことは、わが国の国民生活の維持・向上、産業の国際競争力の強化を進める上での重要な前提条件である。</p> <p>② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備) (略) 次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考え。 (中略) ○コンテナの大型化への対応を含め、製造拠点、知的集積拠点とスーパー中枢港湾、地方港湾との有機的な道路・鉄道・内航などの交通ネットワークの構築</p>	<p>① 地方分権推進委員会第5次勧告（平成10年11月19日） 第2章 公共事業のあり方の見直し Ⅲ 補助事業の見直し 2. 統合補助金の創設 ○港湾の既存施設の有効活用（港湾利用高度化促進事業（大規模なものを除く。）、局部改良事業及び補修事業を統合） 4. 補助金の廃止 ○…、港湾、…に係る小規模な補修・修繕・局部改良 ○港湾における小規模な緑地整備に係る補助金（防災上等重要なものを除く）</p> <p>* なお、本勧告については、平成12年度に措置済み。統合補助金については、平成22年度に社会資本整備総合交付金に移行。</p> <p>② 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果（平成21年11月11日） 番号：1-3 項目名：港湾環境整備事業、海岸環境整備事業 WG結論：予算要求の縮減</p> <p>* 本評価結果については、平成22年度予算において反映済み。（従来の補助金については、過年度国庫債務負担行為分等を除き原則廃止とし、新たに創設された社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つとして実施。）</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	41 港湾の管理等に 関する許認可・監督 に関する事務	C-c ・港湾管理者に管理委託した国有港湾施設や国が補助した港湾施設の財産処分に係る事務については、当然に、港湾施設に関する財産管理業務として引き続き国が行う必要がある。地域主権戦略大綱P8①(複数の都道府県に 関係する事務・権限の地方委譲に際し、域外権限の付 与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的 実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい 支障を生じるもの)に該当するため、国が引き続き行う 必要がある。なお、仮にこれらの事務に係る事務処理基 準を定めたとしても、すべての事案についての処理基準 を網羅的に定めることは不可能であり、国有財産等の扱 いについて地域ごとに不平等が生じる可能性があること から、これらの事務は、地域主権戦略大綱P8②(地方委 譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の 指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等 により著しい支障を生じるもの)に該当する。 ・国際・国内海上輸送を担う船舶の航行の安全性・安定 性を支える機能を果たす開発保全航路については、我が 国産業の国際競争力確保のために必要な基幹航路(欧米 等と結ばれるダイレクト便)の確保や基幹的な国内輸送 ネットワークの形成のため、国際的・全国的な見地か ら、国が自ら開発及び保全を行っていく責務がある。そ のため、開発保全航路の開発及び保全は、地域主権大綱 P8①に該当する。開発保全航路内における水域占有等へ の許可事務については、国が行う開発保全航路の開発及 び保全と密接不可分であり、同様に地域主権戦略大綱P8 ①に該当するため、国が引き続き行う必要がある。 ・国の所有に属する国民共有の財産である公有水面の埋 立に関する認可については、すでに国家的、広域的な観 点から重要性の高い案件に限定して関与しているところ であるため、地域主権戦略大綱P8①に該当する。 国会においても埋立事業者と免許権者が同一であり問題 であると指摘があり、この観点からも国が引き続き関与 する必要がある。 ・各事務の実施にあたっては、港湾管理者との調整が不 可欠であり、事務の効率化の観点から地方整備局で担務 することが必要である。	平成22年7月15日に全国知事会によっ てとりまとめられた「国の出先機関 の原則廃止に向けて」によると、地 方移管する事務と整理されている。		① 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成 20年6月20日) 第2 地方分権のための制度・運営の改革 の推進 1 重点行政分野の抜本見直し (2) 地域づくり分野関係 【交通・観光】 ○ 重要港湾の港湾管理者が定める港湾計画 に係る国の審査、公有水面埋立に係る認可・ 協議等の国の関与を縮小する方向で検討し、 平成20年度中に結論を得る。 ② 出先機関改革に係る工程表(平成21年3 月24日) 別紙 国土交通省 地方整備局 港湾空港 部 事務・権限 港湾の管理等に 関する許認可・監督に関する事務 見直しの内容: 重要港湾の港湾管理者が定 める港湾計画に係る国の審査、公有水面埋立 に係る認可・協議等の国の関与を縮小するた め、国の認可対象範囲の縮小等を行う。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	42 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務	C-c <p>・空港の適正な配置による主要航空ネットワークの形成は、我が国全体に便益を及ぼすものであり、全国的なネットワークの形成・充実、国際的・全国的な見地から取り組むべき国家としての基本的責務である。このため、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理は国が行っている。</p> <p>・空港の整備では、我が国の地形や国民の生活環境との関係から必要となる、海上や山岳地での空港用地造成、滑走路の舗装等の大規模な工事を地方整備局が担務している。これは、大規模な社会資本整備を実施し、土木工事に関する技術と経験を有する地方整備局が実施することで、効率的な事業執行が可能となるためであり、引き続き、地方整備局において実施することが適当である。</p> <p>・本事務については、知事会の報告においても、「国に残る事務」と整理されているところでもあり、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当し、引き続き国が担う必要がある。</p>	① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、国に残す事務とされている。また、備考として、「国管理空港の整備・管理は原則として「国に残る事務」として整理」と記載されている。	① 日本経済団体連合会： 「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略 2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 P55 L3～ 空港については、わが国の拠点空港のハブ機能の強化やアクセスの改善が求められている。(中略)あわせて、各地域の空港については、開設時の趣旨と現状を比較衡量しつつ、日本全体として利用者利便と国際競争力の観点からネットワーク化を進めていくことが求められている。 ② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備) グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>れが目立っている。新成長戦略（基本方針）に盛り込まれた「羽田の24時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。こうした観点から、次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考ええる。</p> <p>(略)</p> <p>○空港処理能力の向上、空港基本施設の拡充、飛行制限の見直しなどによる羽田空港の容量拡大</p> <p>(中略)</p> <p>○国際拠点空港および主要中枢空港の機能強化</p>	
整	43 営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等	C- c	<p>自らの業務を実施するために必要な施設は、自らが責任を持って整備していくべきものであり、国の事務を実施するための施設については、国の責任において施設を整備していくことが適当。</p> <p>なお、全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」においても国に残す事務とされている。</p> <p>・地方整備局が営繕を行う施設は、約7,800施設、延べ14百万㎡と膨大な施設面積を有し、また税務署、検察庁、海上保安署など各省各庁が実施している多様なサービスに対応した施設形態を有していることから、それぞれ特性を熟知し、地域における行政ニーズ、気候風土、さらには既存建築物の現状等を把握した上で、官庁施設の営繕を適切に実施していく必要がある。</p> <p>・官庁施設の営繕を行うに当たっては、全国に配置された各省各庁の地方支分部局と随時連絡・調整を行う必要があり、これらの事務については、地方支分部局の所在地等を考慮し、適切な場所に設置された出先機関において実施するのが適当。</p> <p>・官庁施設の営繕を行うに当たっては、計画策定のための立地等条件の整理、地方公共団体、住民等地域との連絡・調整、工事の品質確認のための監督・検査、工事完成後の瑕疵担保期間内の点検・調整など、頻繁に現地に赴く必要があることから、本省で一括して実施するのは非効率であり、現実的ではない。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		平成21年度事業仕分け評価結果「予算の縮減（10%～20%を縮減）」（官庁営繕費）

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
整	44 官公庁施設に関する指導及び監督	C-c	<p>自らの業務を実施するために必要な施設は、自らが責任を持って必要な水準を確保していくべきものであり、国の事務を実施するための施設については、国の責任において、必要な水準を確保できるよう関係国家機関への指導及び監督を実施していくことが適当。</p> <p>なお、全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」においても国に残す事務とされている。</p> <p>・地方整備局管内の国家機関の建築物は、約14,000施設、延べ41百万㎡と膨大な施設面積を有し、また税務署、検察庁をはじめ、刑務所などの行刑施設、自衛隊の部隊・機関が使用する施設、国会関係施設、裁判所など各省各庁が実施している多様なサービスに対応した施設形態を有している。</p> <p>これらの建築物について、それぞれの特性を熟知し、地域における行政ニーズや気候風土、さらには既存建築物の現状等を把握した上で、指導のための計画を企画・立案し、保全の実地指導等を適切に実施していく必要がある。</p> <p>・国家機関の建築物について、施設の安全性、施設環境を確保し、建物の機能を長期的に維持していくためには、一定の周期で現地へ赴き、技術的な観点から、建物の各部位の劣化状況、設備機器の故障・不具合の状況に係る調査の実施、危険回避のための措置、修繕の必要性等に係る指導等を行う必要があり、これらの事務については、地方支分部局の所在地等を考慮し、適切な場所に設置された出先機関において実施するのが適当。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	45-1 直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償の事務	C-c	用地取得は事業実施の一段階であり、直轄事業に係るものについては事業主体である地方整備局が実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	45-2 直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償の事務（地方移譲に係るもの）	A-a	用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。		
整	46-1 土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務	C-c	公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、直轄事業に係るものについては事業主体である地方整備局が実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	46-2 土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a	公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。		

